

行政による経済的不利益賦課制度等の海外調査（概要）

資料4

本研究会で言及・検討された手法・制度	制度の概要	参考となる海外制度（委託調査の結果）		我が国に導入する場合の課題
<p>賦課金制度</p>	<p>多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのある行為を防止することを目的として、事業者に対して不当な収益をはく奪するための賦課金（課徴金等）の納付を命じる行政処分制度</p>	<p>イギリス： 民事回復制度</p>	<p>違法行為によって取得された資産をSOCA（重大組織犯罪庁）等の機関が違法行為をした者からはく奪する制度。回復された資産は、国庫に帰属。</p>	<p>直接の被害回復にはならない。没収にかかるコスト、期間の点からイギリス国内でも批判がある。</p>
		<p>ドイツ： 過料制度</p>	<p>秩序違反行為等について行政庁が調査を行い、行政庁が経済的不利益を賦課する制度。被害者への配分は行われず、国庫（又は州庫）に帰属。</p>	<p>直接の被害回復にはならない。</p>
		<p>アメリカ： 民事制裁金制度</p>	<p>①民事訴訟手続または行政手続で課される金銭的負担であって、②行政上の義務履行確保または将来の違反の抑止を目的として、行政法違反行為に対しペナルティとして賦課される負担金制度。SECによる賦課の場合、一定の条件のもと、ディスゴージメントファンドに組み入れられることあり（その後被害者に分配）。</p>	<p>直接の被害回復にはならない。（ディスゴージメントファンドに入れて配分する場合はあるが、ディスゴージメント導入に係る問題は下記のとおり。）</p>
		<p>韓国： 課徴金制度</p>	<p>消費者法上の課徴金制度においては、消費者法の違反行為に対し、営業停止命令に代わって課徴金を賦課することができる。国税徴収法に則って徴収される。納付された課徴金は、国庫に帰属。</p>	<p>直接の被害回復にはならない。営業停止命令の導入が前提。</p>
		<p>ギリシャ： 過料制度</p>	<p>消費者保護法に違反した事業者等に対して、開発大臣の決定による過料が課される（消費者保護法第13条）。国庫に帰属。</p>	<p>直接の被害回復にはならない。</p>
		<p>オーストラリア： 民事制裁金制度</p>	<p>ACCC（豪州競争・消費者委員会）が、消費者法違反を行った事業者に対して、民事訴訟に介入し、経済的不利益を賦課する制度。制裁金はACCCによって算出され裁判所に申請されるが、賦課の可否及び額については、裁判所が最終判断を行う。制裁金は、国庫に帰属。</p>	<p>直接の被害回復にはならない。行政が訴訟当事者として介入する根拠が必要。</p>
<p>行政が直接消費者の被害救済を図るための手法・制度</p>	<p>行政庁が裁判所に対して、事業者に対する被害回復又は違法な収益の吐き出しの命令を申し立てる制度</p>	<p>アメリカ： 行為差止め付随する原状回復命令制度、利益吐き出し制度</p>	<p>行政庁による違反行為の差止訴訟に付随して、違法行為による利益吐き出しの申し立てが行われている（ディスゴージメント）。ディスゴージメントで国が得た利益は、被害者への賠償に充てられ、残りは国庫に帰属する。また、FTCにより、被害者への不法収益の返還が命じられることもある（リステイテューション）。</p>	<p>我が国における行政と司法の役割分担等、十分な検討を行う必要がある。</p>
	<p>行政庁が事業者に対して被害金額の返還を命じる制度</p>	<p>韓国： 是正措置命令制度</p>	<p>行政が事業者に対し、「消費者被害の予防及び救済に必要な措置」を求めることができる制度。 電子商取引における消費者保護法上、具体的には ①紛争・苦情処理に必要な人員・設備を整える措置、 ②代金返金を拒絶し、または遅延する事業者に対する代金や遅延利息の返金措置、 ③財貨等を交換拒絶する事業者に対する交換措置がその内容とされている。</p>	<p>実例がなく、実効性不明。直接的に履行を強制できるような手段がない。代金の返還が実際に行われたかどうかの確認を行政がどのように行うか等の問題が解決されていない。</p>
<p>供託命令制度</p>	<p>消費者の財産被害が発生した場合のうち一定の場合において、消費者庁が、消費者に発生した被害額を認定し、事業者に対して相当額の供託を命じる制度。消費者は債務名義を取得し、供託金から弁済を受ける。</p>	<p>調査した範囲では見あたらない。</p>		<p>—</p>
<p>消費者庁による破産手続開始申立て</p>	<p>債権者に代わって、消費者庁が破産手続開始申立てを行う制度。</p>	<p>調査した範囲では見あたらない。</p>		<p>—</p>

※ドイツ競争制限禁止法・電気通信法上、連邦カルテル庁・連邦ネット庁に利益剥奪権限が認められているが、事業者の得た利益額を厳密に認定する必要があるため、ほとんど適用はない。